

議事録第4号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班

1986年5月3日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I .
リガチョフ E. K .
ヴォロトニコフ V. I .
チェブリコフ V. M .

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I .
ソコロフ S. L .

ソ連共産党中央委員会書記

同志 ヤコブレフ A. N .

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V .

会議招致参加者：

ソ連共産党中央委員会政治局部長

同志 ヤストレボフ I. P .

輸送機械製作相

同志 ブレジネフ V. A .

石炭産業相

同志 シチャドフ M. I .

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P .

ソ連国家労働委員会委員長

同志 グラドキー I. I .

ソ連軍参謀本部長

同志 アフロメエフ S. F .

ソ連共産党中央委員会当該部第1次長

同志 フロリシェフ V. M .

ソ連保健省第1次官

同志 シチェーピン O. P .

中規模機械製作省第1次官

同志 ペトシヤンツ A. M .

ソ連外務省次官

同志 コヴァリョフ A. G .

ソ連科学アカデミー副総裁

同志 ヴェリホフ E. P .

国家水文気象委員会第1副委員長

同志 セドゥノフ Y u . S .

ソ連電力エネルギー省全ソ生産公団

「ソユザトムエネルギー」理事長

同志 ヴェレテンニコフ G. A .

ソ連医学アカデミー準会員

同志 ヴォロビヨフ A. I .

ソ連保健省生物物理学研究所副所長

同志 ブルダコフ L. A .

1. ルィシコフ N. I .同志並びにリガチョフ E. K .同志の、1986年5月2日チェルノブイリ原発地区訪問に関する情報

事故処理及び除染作業は、必要な手段を用いて組織的に実行されていることを指摘する。現地では、作業の進行をさらに加速化するための追加措置に関する決定がとられている。

チェルノブイリ原発地区避難民収容先の各居住地点の状況は正常。必要な商業取引、食事の配給が行われ、児童の学校での授業も再開されている。一方、人々の医学検診の実施、並びに医療支援の提供においては深刻な不足が見られる。

2. チェルノブイリ原発地区からの避難民に対する職業斡旋および損害に対する補償について

ソ連国家労働委員会(グラドキー I .I .同志)に対し、全ソ労働組合中央評議会(シャラエフ S . A .同志)、ソ連電力エネルギー省(マイオレツ A . I .同志)、その他関係省庁と共同で、この問題に関して2日間のうちにソ連閣僚会議へ然るべき提案を示すよう任す。

3. 放射線レベルが上昇した諸地区の住民に対する医療サービスの実施およびソ連保健省附属病院で入院治療を受けている人々への救急医療支援の提供について、シチェーピン同志の報告

放射線レベル上昇地区からの避難民に対する医療検診、並びに避難民への必要な医療支援の提供に伴うソ連保健省の実施作業が、不十分なものであることを指摘する。

国防省(ソコロフ S . L .同志)に対し、避難民への医療サービスを実施すること、また、そのために避難民の滞在各地に軍特別医療部隊を展開させることにつき任せる。

同志シチェーピン氏に対し、この1昼夜の間に、必要な医薬品、器具、医療機器の外国での調達に関する提言を取りまとめ、対外貿易省へその提言を引き渡すよう委任する。対外貿易省は、当該の薬品、医療機材の買い付け及びソ連への納入に関して、最短期間のうちに外国企業と交渉を行うものとする。

原則として大量の放射線量に被曝した人々の治療にあてるため、十分な状態にある患者をソ連保健省第6病院から退院させるとの、シチェーピン同志の提案を受け入れる。また、その目的のため、全ソ労働組合中央評議会の同意に基きモスクワ郊外のサナトリウム2カ所を、ソ連保健省の管理下に置くこととする。

4. モスクワ市の放射線状況の監視について

国家水文気象委員会(セドゥノフ同志)に対し、モスクワ市内の放射線状況を常時監視することについて、その実施を任せる。5月4日より、この問題に関してソ連共産党中央委員会並びにソ連閣僚会議に毎日報告を行うこととする。

国家水文気象委員会は、ソ連保健省及びソ連民間防衛軍と共同で、空港、鉄道ターミナル、並びに自動車道路のモスクワ市内に入る地点において放射線測定を実施する。

5. ウクライナ及びベロルシアの一連の州内での放射線状況について、セドゥノフ Yu . S .同志の報告

この問題に関するセドゥノフ Yu . S .同志の報告を了解する。

6. 駐ルーマニア・ソ連大使への電報について

ルーマニア側の照会に対する返答用として、駐ルーマニア社会主義共和国ソ連大使あて電報のテキストを承認。

ソ連原子力エネルギー利用国家委員会(ペトロシヤンツ同志)並びに国家水文気象委員会に対し、ソビエトの専門家グループと共に両委員会の第1副委員長を5月4日にルーマニアに派遣するよう任せる。

7. 特製エマルジョン及び汚染表面にそれを吹き付けるための機材をフランスで買いつけることにつ

いて

フランスでの特製エマルジョンの買い付けを行うこととする。

アリストフ B . I . 同志は、早急な交渉とチェルノブイリへの近日中の納入を行う。リャボフ Y a . P . 同志及びリストフ V . V . 同志は、ソ連国内の工場でのエマルジョンの生産に関する提案をとりまとめ、提出する。

8 . 事故現場地区への国防省代表者の派遣について

チェルノブイリ原発事故の処理作業に関する一連の措置の実行にあたり、ソ連軍各種部隊の活動調整を、南西方面軍総司令官、上級大将のグラシモフ I . A . 同志に委ねる。ソコロフ S . L . 同志は、これに一致した指令を出すこととする。

9 . チェルノブイリ原発 4 号炉圧力抑制プールからの水の抜取り措置のとりまとめと実行について

ソ連石炭工業省（シチャドフ M . I . 同志）、中規模機械製作省（ウサノフ A . N . 同志）、輸送機械製作省（ブレジネフ V . A . 同志）、ソ連地質省（コズロフスキー E . A . 同志）は、ソ連科学アカデミー（ヴェリホフ E . P . 同志）研究者並びに専門家を交えて、現地でこの問題を検討し、特別作業班の次回会議までに提言を示すこと。

10 . ソ連外務省での社会主義諸国大使との協議について

コヴァリョフ A . G . 、アレクサンドロフ A . P . 、ペトロシヤンツ A . M . の各同志に対し、チェルノブイリ原発事故に伴う諸問題に関する、社会主義諸国大使とのソ連外務省内での協議の実施について一任する。

11 . H . ブリックス国連国際原子力機関（ I A E A ）事務局長のソ連招聘について

中規模機械製作省（ペトロシヤンツ A . M . 同志）は、 I A E A の H . ブリックス事務局長を受け入れ、彼が関心を持つ諸問題をめぐって話し合いの場を持つこととする。その会談の成果にもとづき、マスコミ掲載用の発表を用意する。

12 . チェルノブイリ原発事故関連の諸問題に関する、ソビエト記者及び外国記者に対する記者会見の実施日について

シチェルピナ B . E . 、アレクサンドロフ A . P . 、ペトロシヤンツ A . M . 、コヴァリョフ A . G . の各同志に対し、モスクワで 5 月 6 日に記者会見を開くことにつき一任する。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 2 印

N . ルィシコフ